

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る
第二種交付金及び第二種負担金算定等規則案
及び電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案
(概要)

令和7年1月

省局部課
盤業進
基事促
務信信備
通通整
合気盤
総総電基

- ✓ 電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、次の赤枠の措置を講ずる電気通信事業法の一部を改正する法律が令和4年6月に成立。翌年6月16日施行

①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用が増加している

※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要

- 一定の**ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)に位置付け**、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための**交付金制度を創設**する
- 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等を課す

②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク※が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている

※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる

- 大規模な事業者※が取得する利用者情報について適正な取扱いを義務付ける
- 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、利用者に確認の機会を付与する

※ 大規模な検索サービス又はSNSを提供する事業についても規律の対象とする

③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者にも広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている
- NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している

- 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、卸役務の提供義務及び料金算定方法等の提示義務を課す
- 加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県から各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す

- ✓ 人口減少に伴う採算性の悪化や離島・山間地等の地理的条件により、光ファイバ基盤の維持が今後課題となることを踏まえ、令和4年改正電気通信事業法等（令和5年6月16日施行）により、第二号基礎的電気通信役務（ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス。このページの絵で「BBユニバ」と略称する。）に関する制度を創設

BBユニバの対象^(※1)



- ① FTTH
- ② CATVインターネット（HFC方式）
- ③ ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）

※1 下り名目速度30Mbps以上のものに限り

- ・HFC（Hybrid Fiber Coaxial）方式は、幹線が光ファイバ、引き込み線が同軸ケーブルにより提供される方式で、このうち下り名目速度10Mbps以上のもの
- ・ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）は、固定通信サービス向けに専用の無線回線（例：地域BWAやローカル5G）を用いて提供するもの

第二種交付金

負担事業者^(※2)から徴収する**第二種負担金を原資とする第二種交付金**を支援対象事業者^(※3)に対し**交付**することで、不採算エリア（支援区域）におけるBBユニバの提供に要する**維持管理費の一部を補填**

事業者規律

BBユニバ提供の電気通信事業者^(※4)に一定の規律

- ・契約約款の作成、届出義務
- ・約款に基づく役務提供義務 等

※4 支援対象事業者又はBBユニバの契約数の合計が30万を超える電気通信事業者

総務大臣

③ 交付金額等
認可申請

④ 認可

支援対象事業者^(※3)

支援区域で
BBユニバを提供

- ① コスト算定のための
基礎データの算出

BBユニバ
の提供

支援区域



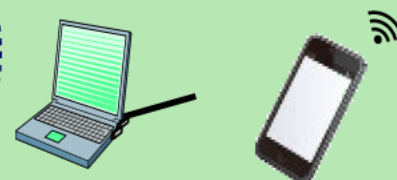
- ・一般支援区域
- ・特別支援区域

※3 第二種適格電気通信事業者という。一定の世帯カバー率を満たす等した上で申請に基づき総務大臣が指定



負担事業者^(※2)

（固定・携帯ブロードバンド事業者）

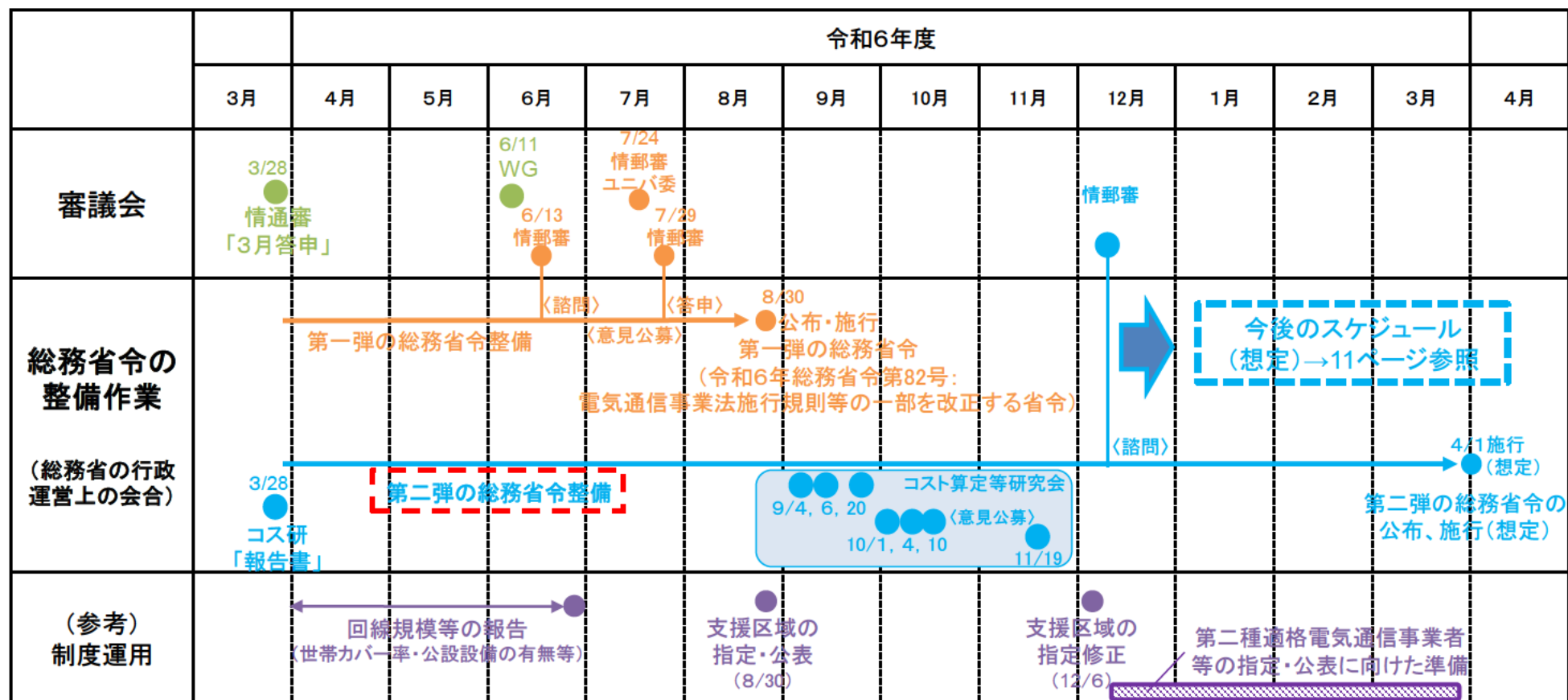


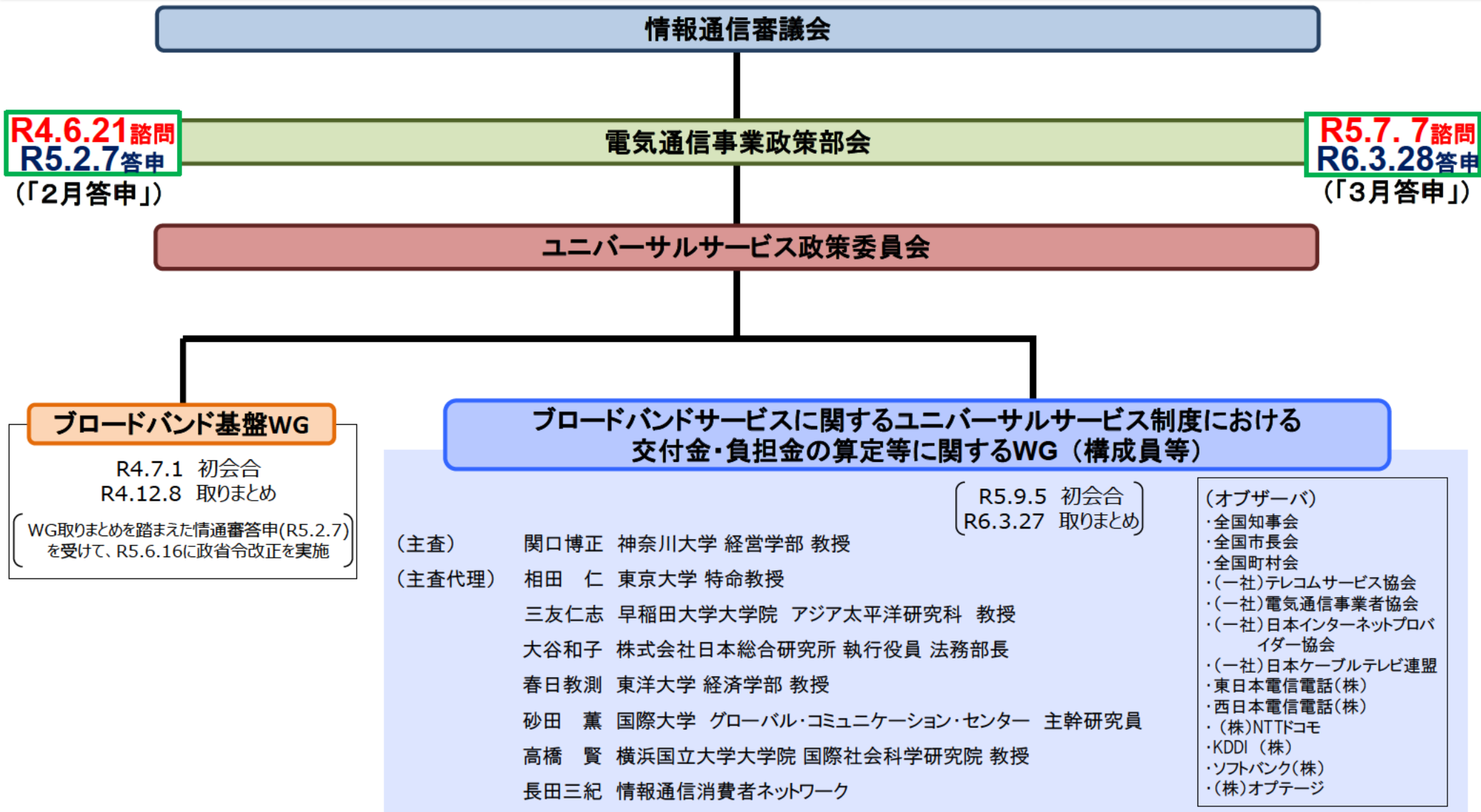
※2 前年度の電気通信事業により生じた収益額が10億円を超える事業者。
各負担事業者から徴収される負担金額は、当該事業者の前年度の電気通信事業における収益額の3%が上限

検討の経緯

- 総務省は、令和4年6月に成立した電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号。以下「**令和4年改正法**」という。）を踏まえ、政令及び総務省令への委任事項である、第二号基礎的電気通信役務の範囲、事業者規律や新たな交付金制度の具体的内容等について、情報通信審議会等において検討を行い、「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」答申（令和5年2月7日。以下「**2月答申**」という。）を踏まえ、令和5年6月に政令改正及び一部の省令改正を実施
- 一方で、2月答申において、交付金・負担金の詳細な算定方法等については更なる検討が適当とされたため、令和5年7月、「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」について情報通信審議会へ諮問
- 同年8月から、ユニバーサルサービス政策委員会及びブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するWG等において検討を進め、令和6年3月、情報通信審議会が「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」を答申（令和6年3月28日。以下「**3月答申**」という。）及び公表
- さらに、3月答申に至る検討過程と同時並行で、また、3月答申の後も、総務省においては、「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会」（電気通信事業部長の下での行政運営上の会合）を継続的に開催し、特に3月答申後は、第二種負担金に係る回線数のカウント方法、当該回線数の報告頻度などについて、総務省（事務局）の案を基に、事業者ヒア及び約1か月間の任意の意見公募も交え、意見交換を実施。令和6年11月21日、総務省は今回の「**総務省令案の考え方**」を公表
→参考資料(P12~23)参照
- これら2月答申、3月答申及び意見交換等の結果を踏まえ、今般、**第二種交付金及び第二種負担金の詳細な算定方法等についての総務省令の整備（制定及び一部改正）を行う**

- ✓ 総務省において、2月答申、3月答申等を踏まえ、第二種交付金・第二種負担金等に係る制度を具体化するため、総務省令等整備の準備作業を進めてきたところ
- ✓ 今年度（令和6年度）、二段階に分けて総務省令を整備することとし、具体的には、
 - 第一段階目においては、主に「区域指定」に必要となる事項に係る整備を行い、今夏措置済み（次表の8/30の件）。
 - 第二段階目においては、主に「交付金・負担金の算定方法等」に必要となる事項に係る整備を行うべく今般諮問





※総務省においては、上記審議会のほかに、「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会」(電気通信事業部長の下での行政運営上の会合)を令和5年9月から開催し、内容を深め、翌年9月からは改組して、引き続き総務省(事務局)の案を基に、意見公募も通じ、意見交換を実施。令和6年11月21日、今回の「総務省令案の考え方」を公表

- ✓ 主に「交付金・負担金の算定方法等」に必要となる事項に係る整備を行う今般の総務省令案は、次のとおり、2つの省令案から構成される

1. 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則案

2. 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案

- (1) 電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の一部改正
- (2) 電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）の一部改正
- (3) 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）の一部改正
- (4) 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）の一部改正

- ✓ 上記のうち、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第169条第4号の規定に基づき、その制定・改廃に当たって本審議会（情報通信行政・郵政行政審議会）に諮問しなければならないこととされている事項（必要的諮問事項）については、以下の資料内で明示している（御審議いただくべき諮問事項となる）
- ✓ また、今回の省令整備に合わせて、電話ユニバ関係の条項の必要な整理・改正も行うこととしている
- ✓ これらを含め、今般の総務省令案の全てを、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募に付し、来年（令和7年）4月1日施行を想定する

1. 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(案)の制定

※以下「第二種交付金」、「第二種負担金」を、単に「交付金」、「負担金」と称する。

※この規則案全てが必要的諮問事項である。

(1) 目的

- ✓ 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額の算定方法等を定め、もって第二号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与すること【第1条】

(2) 特別の理由がある場合の総務大臣許可

- ✓ 特別の理由がある場合には、第二種適格電気通信事業者及び支援機関は、総務大臣の許可を受けて、その必要の限度において、交付金の額及び負担金の額の算定方法等について、この省令によらないことができる【第3条】

(3) 支援機関による認可申請

- ✓ 支援機関は、交付金額及び交付方法並びに負担金額及び徴収方法について総務大臣認可を求め、毎年10月までに必要書類を揃えて申請すること。翌年7月まではこれら額の変更を求め、再申請できること【第4条、第23条】

(4) 交付金の算定方法（第5条から第22条まで）

- ① 支援区域ごと、設備管理部門と設備利用部門ごとに**原価**を算定すること【第5条第1項、第9条第2項など】
- ② **原価及び収益**は、毎年8月までに第二種適格電気通信事業者が届け出ること【第8条】
- ③ 令和4年改正法の施行日（令和5年6月16日）に未整備地域又は公設地域であった町字に係る交付金は第7条に規定する手法により、これらの町字以外の特別支援区域と一般支援区域に係る交付金は第6条に規定する手法により、それぞれ提供するFTTH・HFCごとに算定すること【第5条から第7条まで】
- ④ 第6条に規定する手法（第6条式）は、担当支援区域における基礎的電気通信役務の提供に要する第10条から第13条までの規定に基づき算定した**原価**の合計額から、当該提供による収入見込額等を**控除**する手法であり、第7条に規定する手法（第7条式）は、当該提供に要する第14条から第16条までの各規定に基づき算定する担当支援区域ごとの**原価**から、第17条の規定に基づき算定した当該各区域の**収益**を**控除**する手法であること

《第6条式》による原価の算定（概略）

第10条：FTTHの設備管理部門については、通常要すると見込まれる一回線当たりの原価×回線数で求める

第11条：前条の一回線当たりの原価は、固定端末系伝送路設備部門における回線密度や収容局からの距離に応じて見込まれる額と、海底ケーブル部門における陸揚局の有無等を勘案して通常見込まれる額の総和で求め、その際、通信と放送の配賦基準は2：1となるように措置すること等

第12条：HFCの設備管理部門については、第10条で求めたFTTHの設備管理部門の一回線当たりの原価に総務大臣が通知する係数を乗じた額×回線数で求める

第13条：設備利用部門は、広告・宣伝費用を除いて算定した一回線当たりの原価×回線数で求める

《第7条式》による原価の算定（概略）

第14条：設備管理部門は、施設保全費や更新設備の減価償却費などを合計した額を用いて原価算定する

第15条：前条の詳細（必要な収容ルータの原価は含めることや公設設備の譲受予定がある場合の対応等）

第16条：設備利用部門は、広告・宣伝費用を除いて算定した一回線当たりの原価×回線数で求める

- ⑤ IRU回線は交付金の**原価算定**に組み込まないこと【第5条第5項】
- ⑥ 第二種適格電気通信事業者は、担当支援区域ごと等に毎事業年度末の回線数を記録すること【第9条第3項】
- ⑦ 一般支援区域に係る交付金の上限は全国における第二号基礎的電気通信役務に係る赤字の額とし、第6条式が適用される特別支援区域においてはそれが黒字の第二種適格電気通信事業者に支払う交付金は零とし、全ての担当支援区域における交付金の合計額の上限は全ての担当支援区域において見込まれる赤字の額に満たない額とすること【第5条第2項から第4項まで】
- ⑧ 第7条式により算定した原価の根拠資料を第8条に規定する届出（第8条届出）に併せて提出すること【第18条】
- ⑨ 交付金を交付する期間に、①第二種適格電気通信事業者指定された場合、②担当支援区域の指定が解除された場合、③第二種適格電気通信事業者の指定を取り消された場合、④民間移行を受けた場合、⑤納付困難事業者が生じた場合において、交付金の額となるべき額に係る特例を設けること【第19条から第22条まで】

(5) 負担金の算定方法（第24条から第30条まで）

- ① 負担金の額は「回線単価×負担金算定対象の回線数の年間合計数」で求めること。ただし、前事業年度に徴収した負担金の残余金がある場合等はその分を減ずることとする【第24条】
- ② 算定対象回線数は、報告規則に基づき報告された回線数から通信モジュール等を除いたものとする。負担金徴収期間に、業務を一部譲渡等した場合は、当該事業年度中は元の事業者分として合計すること【第25条】
- ③ 収益は、前事業年度の音声伝送役務、専用役務及びデータ伝送役務を合計して算定すること。また事業年度が4月から始まらない電気通信事業者に関する規定を設けること【第27条】
- ④ 前事業年度の収益が10億円を超えた又は超えなくなった電気通信事業者は、当該前事業年度経過後5月以内に届け出ることとする一方、状況が変わらない限りその旨連続して届け出る必要はないこと【第28条及び第29条】
- ⑤ 延滞利息は、1万分の4とすること【第30条】

(6) 施行期日等

- ① 令和7年4月1日とすること【原始附則第1項】
- ② 令和4年改正法の施行日（令和5年6月16日）以後の民間移行及び新規整備に対応すること【同附則第2項】

2. 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案 ※赤字・下線部分が必要的諮問事項である。**(1) 電気通信事業法施行規則の一部改正**

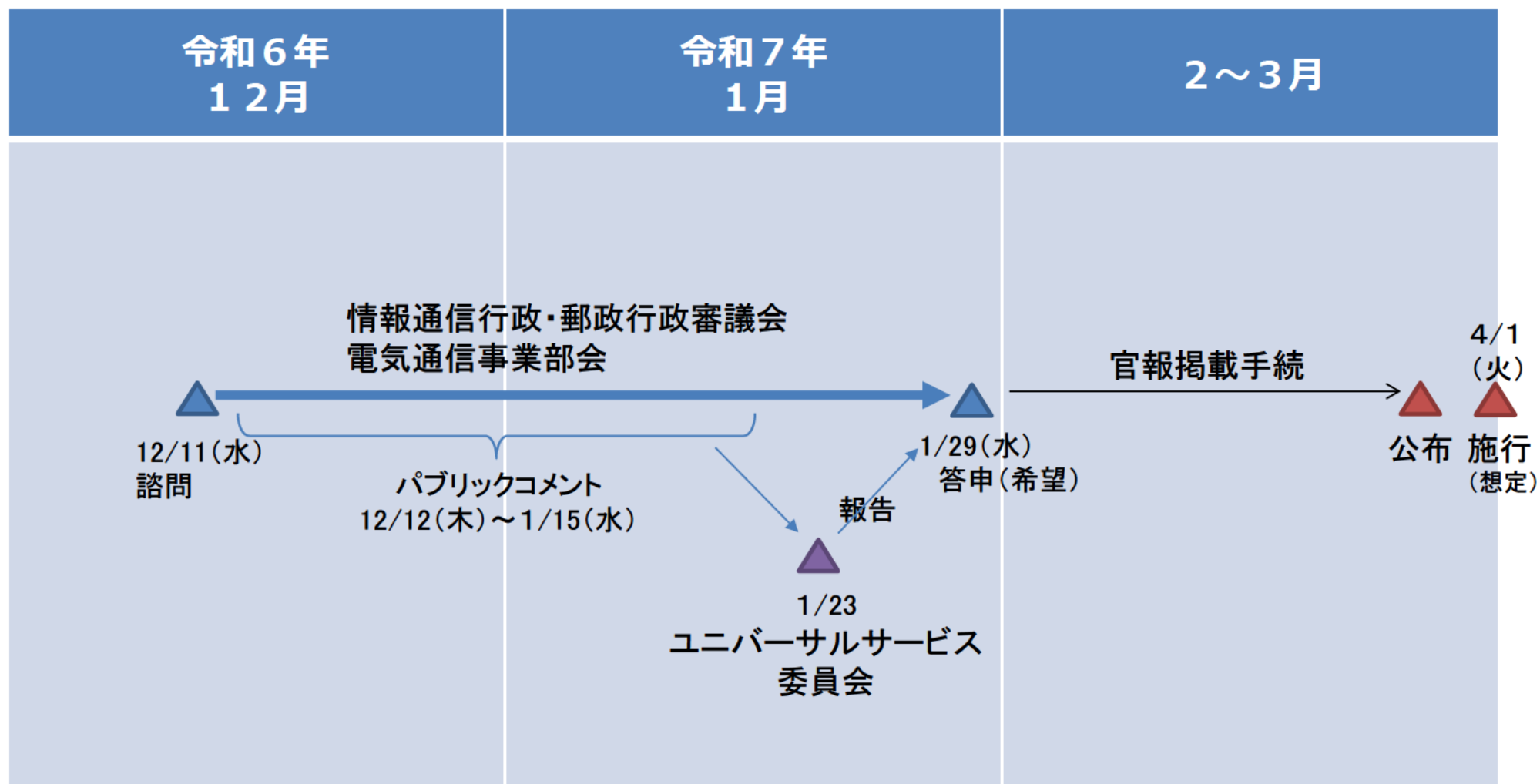
- ① 2月答申を踏まえ、負担金の算定に係る役務の範囲から除かれる高速度データ伝送役務に次の2つを追加すること（下り名目速度1Mbpsに満たない役務及びアンライセンスLPWAサービス）【第40条の7の2（改正）】
- ② 事業者による回線規模報告（毎年6月→8月）及び支援区域の指定等（毎年8月→11月）の時期変更【第14条の5第1項（改正）及び第40条の8の3（改正）】
- ③ 既に第二種適格電気通信事業者に指定されている者に係る公表事項等の整理【第40条の4の6（改正）】
- ④ 上記者に対し新たな担当支援区域を指定しようとする場合の規定の追加【第40条の6の3第3項（新設）】
- ⑤ 第二種適格電気通信事業者に指定された年度以降の年度に係る特別支援区域に係る役務提供計画書の前年度との変更点と変更の理由を明らかにする書類についての規定の追加【この省令による改正後の様式第38の2の4】

- ⑥ 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第四章の規定（支援機関）の移し替え【第40条の2の2から第40条の2の11まで（新設）】
- ※（3）第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則の一部改正：この⑥の新設に対応した削除を行うほか、デジタル化対応【第27条第3項（改正）】や所要の文言整理を行う
- ⑦ 第一号基礎的電気通信役務収支表の備置き義務の廃止【第40条の4第2項及び第3項（改正）】
- ⑧ 第二種適格事業者について業務区域の縮小や地位の承継があった場合等の報告【第40条の8の5の2（新設）】

（2）電気通信事業報告規則の一部改正

- ① 負担金に係る回線数の毎月報告、報告様式の追加及びカウント方法の注釈【第9条・様式（新設等）】
- ㊦ 他事業者の利用者に自社網をローミング利用させている場合はカウントしない（当該他事業者側で一カウント）
 - ㊧ いわゆるキャリアアグリゲーションなど周波数の一体的運用により役務提供を行う場合は、併せて一カウントとする
 - ㊨ MVNOが卸役務を利用して通信モジュール向け等に役務提供を行う場合、当該卸役務はMNOでカウントしない
 【※この回線数を把握するため、一次MVNO（契約数3万未満の場合は、いわゆるL2接続の者に限る。）と契約数3万以上の二次以降のMVNOから、MNOごと及び一次MVNOごとに、回線数を報告してもらうこととする【第9条第2号（改正・新設）】】
 - ㊩ 自ら提供する高速度データ伝送役務の利用を条件に提供される公衆無線LANアクセスサービスの回線数はカウントしない
 【※ただし、この㊩に加え、この省令の施行後2年間（令和9年3月まで）は、自らが提供する高速度データ伝送役務を利用する者に別契約で提供する無料の公衆無線LANアクセスサービスの回線数もカウントせず、また、自らが提供する高速度データ伝送役務を利用することを条件に別契約で他事業者により提供される無料の公衆無線LANアクセスサービスの回線数もカウントしないこととする【今回の一部改正省令附則第4条第2項】】
 - ㊪ 全戸一括で契約する集合住宅向けサービスで提供回線数が分からない場合は提供可能な最大戸数をカウント
- ※（4）聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則の一部改正：この①の報告規則第9条の改正に伴う所要の文言整理を行う

- ② 上記①の報告の開始時期（令和8年3月から毎月）及び令和7年に回線単価を求める等のために実施する報告の時期（令和7年8月）を定めるもの【今回の一部改正省令附則第4条第1項】



(参考資料)

「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度に係る総務省令案の考え方」(令和6年11月21日総務省公表) 対応表

※この参考資料中、

- ・ 今般の総務省令案における主な該当条項を青字又は水色で追記し、省令案策定作業の中で節や款の番号や名称を変更した部分は灰色で表示している。
- ・ 「法」とは電気通信事業法(昭和59年法律第86号)を、「政令」とは電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)を、「報告規則」とは電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)を、特段の断りのない限り「施行規則」とは電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)をそれぞれ指す。

第二号算定等規則(案) 制定の考え方(その1)

第二章 第二種交付金

第一節 総則

- 第二種交付金の額及び交付方法の認可申請(支援機関。法110条の4①関係)【第4条】
 - 第二種交付金(各適格電気通信事業者ごとの総額(上限))の認可申請方法:申請書類の様式、年度における申請期限(毎年度経過後7月以内に総務大臣に認可申請を行うこととする)【第4条第1項】
 - 上記認可後に、第二種交付金の額及び交付方法の追加の認可申請を行う必要が生じた場合には、上記認可を受けた翌年度の7月までであれば追加の認可申請を行うことができることとする【第4条第2項】
 - 第二種交付金の算定方法(法110条の4①関係)
 - 第二種交付金の額の算定方法は、第二種適格電気通信事業者ごと、FTTH及びCATV(HFC)ごと、かつ、一般支援区域及び特別支援区域の別ごとに、それぞれ次に掲げる判定式により算定する方法とする【第5条】

(※ワイ固専用型については現時点では規定せず)

 - (1) 一般支援区域に係る交付金の額【第5条第1項第1号、第6条】

第二種交付金算定に関する標準判定式(後述(3)のベンチマーク方式を含む。)により算定する額
 - (2) 特別支援区域に係る交付金の額
 - ① 次の②に規定する区域以外の区域(いわゆる大幅な赤字地域等)については、第二種交付金算定に関する標準判定式(後述(3)のベンチマーク方式を含む。)により算定する額【第5条第1項第2号イ、第6条】
 - ② 令和5年6月16日(令和4年改正電気通信事業法施行日)以降に、公設地域で民間移行し、又は未整備地域で新たに設備を整備した区域(※注)については、いわゆる特異判定式(収入費用方式)により算定する額

【第5条第1項第2号ロ、第7条】
- ※注 これらの区域に該当することとなった区域について、当該区域がその後特別支援区域でなくなった場合において、それ以後も引き続き当該民間移行をした者又は当該新たに設備を整備した者が当該民間移行又は新規整備した設備を用いて第二号基礎的電気通信役務を継続提供しているときは、再度特別支援区域に指定されたとしても、②に該当する区域(特異判定式を適用する区域)には該当しない【原始附則第2項】

第二号算定等規則(案) 制定の考え方(その2)

第一節 総則 (前ページからの続き)

(3) 標準判定式による第二種交付金の額の算定【第6条】

- 標準判定式による第二種交付金の額の算定は、第二種適格電気通信事業者ごと、FTTH及びCATV(HFC)ごと、かつ、一般支援区域及び特別支援区域の別ごとに、後述の第二章第二節(原価の計算)の規定により整理した担当支援区域(前頁②に規定する区域(特異判定式を適用する区域)を除く。)ごとの原価の合計額からベンチマークとなる値を控除する方法により行う

(4) 特異判定式による第二種交付金の額の算定【第7条】

- 特異判定式による第二種交付金の額の算定は、第二種適格電気通信事業者ごと、FTTH及びCATV(HFC)ごとに、後述の第二章第二節(原価の計算)の規定により整理した担当支援区域(前頁②に規定する区域(特異判定式を適用する区域)に限る。)ごとの原価から当該区域ごとの収入額を控除した額(当該控除した額が零以下の場合は零とする。)を合計する方法により行う
- 当該収入額は、当該原価の算定に当たり考慮する設備の範囲等に対応したものとする【第17条】

(5) 第二種交付金の額の上限額

- これまでの規定に基づき算定した第二種適格電気通信事業者ごとの、FTTH又はCATV(HFC)の一般支援区域についての第二種交付金の額が、それぞれ第二号基礎的電気通信役務収支表の第一表における営業費用の額から営業収益の額を控除して得た額を超えるときは、当該交付金の額は、それぞれ当該控除して得た額以下の額(当該控除して得た額が零以下の場合にあっては、零)とする【第5条第2項】
- 第二種適格電気通信事業者ごとの、FTTH又はCATV(HFC)の第二号基礎的電気通信役務収支表の第一表における営業費用の合計額から営業収益の合計額を控除して得た額が零未満となるときは、特別支援区域についての第二種交付金の額(特異判定式により算定するものを除く。)は、零とする【第5条第3項】
- これまでの規定に基づき算定した第二種適格電気通信事業者ごとの、FTTH又はCATV(HFC)の第二種交付金の額の合計が、それぞれ第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表(全ての担当支援区域)における費用の額から収益の額を減じた額以上となるときは、当該交付金の額は、それぞれ当該減じた額に満たない額(当該減じた額が零未満の場合にあっては、零)とする【第5条第4項】

第二号算定等規則(案) 制定の考え方 (その3)

第一節 総則 (前ページからの続き)

(6) 算定に当たって控除するもの

- 第二種適格電気通信事業者が提供する第二号基礎的電気通信役務の提供期間が年度途中で一年超となる場合に、一年以下までの期間に係る第二種交付金の額を日割り計算により控除する【第19条】
- 第二種負担金の合計が負担の限度額(第二種負担金の徴収対象である事業者の収益の3%)を超える場合における不足する負担金額分については、第二種交付金から控除する【第24条第3項】
- 公設地域で地方公共団体が引き続き設備を所有する場合は第二種交付金の額の算定から当該地域の原価を控除する。地方公共団体が所有する設備を借り受け、これを用いて提供する第二号基礎的電気通信役務の回線数(IRU回線)は第二種交付金の額の算定に当たって考慮しない【第5条第5項】
- 支援機関への原価等の届出の方法(事業年度経過5月以内に支援機関へ届出)(法110条の4③関係)【第8条】
- 第二種適格電気通信事業者に新たな担当支援区域を追加する場合の規定【第二号算定等規則でなく、施行規則で規定】
 - 事前に当該適格事業者から当該担当支援区域に係る規模等(特別支援区域においては整備・役務提供計画書)を総務省に提出させ、それを基に総務大臣は追加指定を行う

第二節 原価の計算 (法110条の4④関係)

第一款 総則

- 設備管理部門及び設備利用部門【第9条第1項及び第2項】
 - 第二号基礎的電気通信役務の原価の整理は、FTTH及びCATV(HFC)ごとに、設備管理部門及び設備利用部門に分けて行う(※ワイ固専用型については現時点では規定せず)
 - 設備の初期整備に係る費用、公設民営における設備の管理運営費は原価に含めない【第5条第5項(第9条第3項)】

第二款 設備管理部門の原価

- 設備管理部門の原価の整理(標準判定式)【第5条第1項、第6条、第8条、第10条、原始附則第2項】
 - (1) 設備管理部門の原価は、総務大臣が通知する手順(第二種交付金算定に関する標準判定式又は特異判定式)により整理し、年度経過後5月以内に、総務大臣に報告する。なお、特異判定式の適用は、令和5年6月16日(令和4年改正電気通信事業法施行日)以降に、公設地域で民間移行し、又は未整備地域で新たに設備を整備した区域に限る

第二号算定等規則(案) 制定の考え方(その4)

第二款 設備管理部門の原価 (前ページからの続き)

- (2) FTTHに係る原価の整理の対象となる設備は、アクセス回線部門についてはONUからOLTまでの範囲とし、海底ケーブル部門については海底ケーブル及び陸揚局とする。ただし、特異判定式の対象設備には、これらに加え、第二種適格電気通信事業者からの毎年度の報告に基づき総務省が認めるFTTHの收容ルータを含む【第8条、第11条、第15条、第18条】
- (3) 総務大臣が通知する第二種交付金の算定に関する標準判定式(FTTHに係るもの)による設備管理部門の原価の整理の手法は、次に掲げる部門ごとに、それぞれ個別の区域の実態に応じて算定した額を合計する手法とする【第11条】
- アクセス回線部門
 - ・ 次に掲げる額を合計した額に通信と放送の共用による配賦基準として3分の2を乗じた額(ただし、二芯であれば2分の1)
 - ・ 個別の区域ごとの可住地面積や想定される需要に応じて必要と推計されるアクセス回線設備の規模、回線密度等に応じて通常要すると見込まれる一回線当たりの費用の額に当該区域における提供回線数を乗じて得た額
 - ・ 個別の区域ごとに推計される收容局からの距離に応じて通常要すると見込まれる一回線当たりの費用の額に当該区域における提供回線数を乗じて得た額
 - 海底ケーブル部門
 - ・ 次に掲げる額を合計した額に他事業及び他事業者との共用による配賦基準を乗じた額
 - ・ 個別の区域ごとに推計される必要な海底ケーブルの長さに応じて通常要すると見込まれる一回線当たりの費用の額に当該区域における提供回線数を乗じて得た額
 - ・ 個別の区域ごとに推計される必要な陸揚局の有無に応じて通常要すると見込まれる一回線当たりの費用の額に当該区域における提供回線数を乗じて得た額
- (4) CATV(HFC)に係る原価の整理の対象となる設備は、アクセス回線部門についてはCMからCMTSまでの範囲とし、海底ケーブル部門については海底ケーブル及び陸揚局とする【第12条】
- (5) CATV(HFC)に係る標準判定式は、FTTHに係る標準判定式により整理される原価にこれを補正する係数を乗ずるものとする(ただし、通信と放送の共用による配賦基準は、二芯であれば2分の1、一芯であれば3分の2とする。)(【第12条】)

第二号算定等規則(案) 制定の考え方(その5)

第二款 設備管理部門の原価 (前ページからの続き)

● 設備管理部門の原価の整理(特異判定式)【第14条、第15条】

- (1) 総務大臣が通知する第二種交付金の算定に関する特異判定式による設備管理部門の原価の整理の手法は、次に掲げる費用ごとにそれぞれ個別の区域において実際の設備の構築費用を基に算定した額を合計する手法とする【第14条第2項】
- 施設保全費等として、個別の区域ごとの実際の構築費用(投資額:補助金等による整備額相当及び事業者による投資額(設備更新を含む。))に維持管理係数を乗じた額。維持管理係数は、他事業者も含め、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が第一種指定電気通信設備に係る接続料の算定に用いる設備管理運営費比率を用いる
 - 減価償却費(設備更新に係るものに限る。)として、実際の構築費用(投資額:設備更新に【第15条第2項第4号】に係るものに限る。)を耐用年数で除した額【第14条第2項第2号】
 - 資本コストとして、実際の構築費用を取得固定資産価額として、第一種指定電気通信設備接続料規則に準じて算定する自己資本費用、他人資本費用及び利益対応税【第14条第2項第3号】
 - これらに加え、公設設備・新規整備として構築した設備の他に、効率的な設備構築を行うために事業者が設置する既存の電柱等を実際に用いる場合には、当該設備の単価(注:接続料等を用いる)に利用数量を乗じた額【第14条第2項第4号】
- (2) 特異判定式で整理する原価について、次に掲げる事項については各号に定めるとおりに取り扱う
- 減価償却費(設備更新に係るものに限る。)としては、道路拡幅工事等に伴う設備移転のための設備の除却・再投資、鳥獣害等により損壊した設備の復旧、老朽化等による故障等に伴う設備取替及び災害等により損壊した設備の復旧(特別損失分を除く。)、及びサービス維持の範疇を超えないと総務省が認める設備の更新に係るもののみを算入する(※報告は次頁「第三款」に基づき、総務省は精査等及び事例蓄積)【第15条第3項】【第15条第5項】
 - 民間移行時に事業者が地方公共団体から維持管理費用を得る又は得た場合、当該地方公共団体補填額は除外する
 - 事業者が地方公共団体から公設設備を無償で譲り受けた場合は、当該設備に係る減価償却費は除外する。当該設備をサービス維持の範疇で有償更新したときは、当該更新部分について減価償却費として翌年度から算入する(総務省精査等)【第14条第2項第1号イ】
 - 事業者が地方公共団体から公設設備を有償で譲り受けた場合は、当該設備の減価償却費を算入する【第15条第3項】
 - 補助事業等による構築資産が圧縮記帳されていない場合には、当該補助金額分を減価償却費から控除する
 - 通信と放送の共用に関し、担当支援区域ごとに放送サービスと共用する回線数を把握した上で、放送サービスと共用する回線に限定し、費用を3分の2に圧縮する【第15条第6項】

第二号算定等規則(案) 制定の考え方(その6)

第三款 特異判定式で整理する原価の算定根拠の報告

● 「特異判定式」で整理する原価については、その算定根拠として、年度経過後5月以内に、次に掲げる事項について報告を求める【第8条第2項、第18条】

・ 海底ケーブル・陸揚局の共用状況【第18条第3号】

- 海底ケーブル・陸揚局の所有者が電気通信事業者の場合にはその者から共用の事実とコスト回収額(使用料)の報告を受ける(注: 同所有者が地方自治体の場合は補填対象ではない)
- 上記の報告は毎年一度、第二種交付金額の算定前に(同年3月31日の情報で)徴求する

・ 放送役務との共用状況【第18条第2号】

- 旧公設地域又は旧未整備地域において、放送役務を提供している回線数を、通信役務を提供している総回線数とともに、町字別に、毎年一度、第二種交付金額の算定前に(同年3月31日の情報で)徴求する

・ 民間移行を受けた旧公設設備関係の報告

- 無償・有償譲受の別、有償譲受の場合はその額(購入額)を、民間移行を受けた直後の第二種交付金額算定前に徴求する(注: 有償の場合には減価償却費を補填することになる)【第18条第4号イ】
- 地方自治体から一括譲受金のような当面の維持管理費用を第二種適格電気通信事業者が得ている場合には(その額を控除して第二種交付金額を算定するため)、民間移行を受けた直後の第二種交付金額算定前にその事実と額を徴求する【第18条第4号イ】
- サービス維持の観点で旧公設設備を有償更新したときは、その部分の更新費用と更新内容を更新年度に総務省に報告(更新年度以降の減価償却費として補填対象にできるか否かを精査するため。また、更新内容については事例を総務省において蓄積するため。)

【第18条第4号ロ】

・ FTTHの收容ルータに係る報告【第18条第1号】

- 中継回線部門に整理されるものの、特別支援区域において役務提供を新規に又は継続して行うために新規設置が必要となった「FTTHの收容ルータ」について、真に当初必要であった町字のためにのみ引き続き利用(アクセス回線的な利用の意)し、他の町字との共用を行っていないことの報告を、次に掲げる事項とともに、毎年一度、設備設置者から、第二種交付金額の算定前に(同年3月31日の情報で)報告を徴求する(必須公表事項は ii と iii) 【第8条第2項第4号ロ】

- i. 設置町字名
- ii. カバーする町字名(うち担当支援区域は明示)
- iii. 設置又は維持しなければならない理由
- iv. 新設しない場合に何らかの手法により使用しなければならない最寄りの收容ルータの設置町字名
- v. その他

第二号算定等規則(案) 制定の考え方（その7）

第四款 設備利用部門の原価【第13条、第16条】

- 設備利用部門の第二号基礎的電気通信役務の原価算定
 - － 設備利用部門の原価については、FTTH及びCATV(HFC)ごとに、別表等に定める方法に従って算定し、支援機関に提出
 - － 設備利用部門の原価には、広告宣伝費は計上しない

第五款 原価等の公表【第3条、第4条】

- 特異判定式により整理した原価等の公表
 - － 「特異判定式」によりその費用を整理すべき担当支援区域については、担当支援区域ごとに、それぞれ設備管理部門及び設備利用部門の原価、原価の算定根拠等を、年度経過後5月以内に、インターネットを用いて公表しなければならない（経営情報等は除く。）
- 例外的に取り扱う費用に係る設備に関する報告(公表)
 - － 例外的に、大災害などで、標準判定式や特異判定式によらずに設備に関する費用を算入しようとする場合に、この省令によらないことにつき総務大臣の許可を得たときは、当該許可に係る設備に関する情報を公表しなければならない

第三節 第二種交付金の交付の特例

- 第二種適格電気通信事業者の会社更生法等の適用の場合の特例【第20条第2項、第22条】
 - － 会社更生法等の適用を受けた日の翌日から起算して日割で当該月分に係る第二種交付金額を減額(不交付)し、それ以降は不交付とし、これに対応する第二種負担金額を徴収しない
- 第二種適格電気通信事業者が担当支援区域から撤退等を行った場合の特例【第20条】
 - － 担当支援区域から撤退等を行った日の翌日から起算して日割で当該月分に係る第二種交付金額を減額(不交付)し、それ以降は不交付とし、これに対応する第二種負担金額を徴収しない
- 第二種適格電気通信事業者の担当支援区域が支援区域でなくなった場合の特例【第20条第1項】
 - － 新たな区域指定において、担当支援区域が支援区域でなくなった(一般支援区域又は特別支援区域の指定が解除された)場合には、総務大臣は、区域指定の解除を行う一方で、当該区域を担当支援区域とした第二種適格電気通信事業者に対しては担当支援区域の解除を行う(法110条の3③)。この場合、当該解除が行われた日から起算して月末までの日割で計算した額を当該月分に係る第二種交付金額から減額(不交付)し、それ以降は当該担当支援区域分を控除した原価等により当該第二種適格電気通信事業者に係る第二種交付金を計算し、交付する

第二号算定等規則(案) 制定の考え方(その8)

第三章 第二種負担金 (法110条の5②の規定により準用される法110条②～⑧関係)

第一節 総則

- 第二種負担金の額及び徴収方法の認可申請(支援機関。法110条の5②の規定により準用される法110条②関係)
 - 第二種負担金(各適格電気通信事業者ごとの総額(上限))の認可申請方法:申請書類の様式、年度における申請期限(毎年度経過後7月以内に総務大臣に認可申請を行うこととする)【第23条第1項】
 - 上記認可後に、第二種負担金の額等の追加の認可申請を行う必要が生じた場合には、上記認可を受けた翌年度の7月までであれば追加の認可申請を行うことができることとする【第23条第2項】
- 第二種負担金の額の算定方法【第24条】
 - 「第二種負担金の徴収対象事業者ごとの回線数」×「告示で定める回線単価」により、第二種負担金の額を算定する
 - 回線数のカウント方法の例(「報告規則」で規定することも視野)【第二号算定等規則でなく、報告規則で規定】
 - ・ 他事業者の利用者に自社網をローミング利用させている場合はカウントしない(当該他事業者で一カウントされる)
 - ・ いわゆるキャリアアグリゲーションなど周波数を一体的に運用することで役務提供を行う場合は一回線としてカウントする
 - ・ 卸元(MNO)について、MVNOがその卸役務を利用して通信モジュール向け等に役務を提供している場合には当該役務に係る卸役務は卸元(MNO)の回線数にカウントしない。当該回線数を把握するために、一次MVNO(契約数3万未満の一次MVNOについては、いわゆるL2接続をしている者に限る。)と契約数3万以上の二次以降のMVNOから、MNOごと及び一次MVNOごとに、回線数を報告していただく
 - ・ 自らが提供する高速度データ伝送電気通信役務を利用していることを条件に提供される公衆無線LANアクセスサービスの回線数は、当該高速度データ伝送電気通信役務と併せて一カウントとする。ただし、このカウント方法に加え、制度運用開始後2年間(令和9年3月31日まで)は、自らが提供する高速度データ伝送電気通信役務を利用している者に別途の契約で提供する無料の公衆無線LANアクセスサービスの回線数はカウントしないこととし、また、自らが提供する高速度データ伝送電気通信役務を利用していることを条件に別途の契約で他の事業者により提供される無料の公衆無線LANアクセスサービスの回線数もカウントしないこととする
 - ・ 全戸一括で契約する集合住宅向けBBサービスにつき、提供回線数を把握していない場合は最大戸数をカウントする
 - 総務大臣は、第二種適格電気通信事業者及び第二種負担金の徴収対象事業者等から報告された回線数を支援機関に通知する【第25条】

第二号算定等規則(案) 制定の考え方(その9)

第二節 収益の額の算定

- 収益の額の算定方法
 - － 高速度データ伝送電気通信役務を提供する事業者が算定すべき収益の額は、音声伝送役務、データ伝送役務及び専用役務の収益の額を合計したものであること【第27条第1項】
 - － 法110条の5①ただし書及び政令5条の2①に規定する「総務省令」で定める方法は、(両方とも内容は同一で)上記の収益の額の算定方法であること【第27条】
- 第二種負担金の徴収対象であるか否かのメルクマールである「10億円」を超えたことの報告【第28条第1項】
 - － 上記の方法で算定した集計が10億円を超えた際と10億円以下となった際に、都度、支援機関に対して報告【第28条第3項、第29条】

第三節 その他

- 遅延利息については、電話ユニバ制度と同様、一万分の四とすること【第30条】

附則

必要な総務省令の一部改正の考え方（その1）

✓ 前述新規省令の制定のほか、次のような関係総務省令の一部改正を念頭に置いている

㊦ 「電気通信事業法施行規則」の一部改正

- 第二種負担金の算定に係る役務の範囲の明確化（下り名目速度1Mbpsに満たない役務、アンライセンスLPWAサービスを除く。）【第40条の7の2（改正）】
- 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則「第四章 支援機関」の規定を電気通信事業法施行規則に移し替え【第40条の2の2から第40条の2の11まで（新設）】
- 事業者による回線規模報告（毎年6月→8月）及び支援区域の指定等（毎年8月→11月）の時期変更
【第14条の5第1項（改正）及び第40条の8の3（改正）】
- 既に第二種適格電気通信事業者に指定されている者に対し新たな担当支援区域を指定しようとする場合の規定の追加
【第40条の6の3第3項（新設）】
- 第二種適格電気通信事業者に指定された年度以降の年度に係る特別支援区域に係る役務提供計画書の前年度との変更点と変更の理由を明らかにする書類についての規定の追加
【この省令による改正後の様式第38の2の4】
- 様式第38の2の3（第二号基礎的電気通信役務収支表）第二表をFTTH、CATV（HFC）ごとに分ける規定（その他適宜「様式」の整備）
【この省令による改正後の様式第38の2の3等】

㊦ 「電気通信事業報告規則」（昭和63年郵政省令第46号）の一部改正

- 第二種交付金・第二種負担金の算定のための回線数の報告様式の追加【様式（新設）】
- 第二種負担金の算定のための回線数に係る報告を毎月とする規定、当該毎月報告の開始時期に係る規定（令和8年3月）
【第9条（改正）、今回の一部改正省令附則第4条第1項】
- 令和7年度中に実施する特別報告（開始時期以前における特別な報告）についての規定（令和7年8月）
【今回の一部改正省令附則第4条第1項】

必要な総務省令の一部改正の考え方（その2）

① 「電気通信事業報告規則」(昭和63年郵政省令第46号)の一部改正(前ページからの続き)

－ 回線数のカウント方法の例(再掲)「第二号算定等規則」で規定することも視野)

- ・ 他事業者の利用者に自社網をローミング利用させている場合はカウントしない(当該他事業者で一カウントされる)
【様式第31注3、様式第31の3注4、様式第31の4注5(新設)】
- ・ いわゆるキャリアアグリゲーションなど周波数を一体的に運用することで役務提供を行う場合は一回線としてカウントする
【様式第31注4、様式第31の3注5、様式第31の4注5、様式第31の7注4(新設)】
- ・ 卸元(MNO)について、MVNOがその卸役務を利用して通信モジュール向け等に役務を提供している場合には当該役務に係る卸役務は卸元(MNO)の回線数にカウントしない。当該回線数を把握するために、一次MVNO(契約数3万未満の一次MVNOについては、いわゆるL2接続をしている者に限る。)と契約数3万以上の二次以降のMVNOから、MNOごと及び一次MVNOごとに、回線数を報告していただく【第9条(改正)】
- ・ 自らが提供する高速度データ伝送電気通信役務を利用していることを条件に提供される公衆無線LANアクセスサービスの回線数は、当該高速度データ伝送電気通信役務と併せて一カウントとする。ただし、このカウント方法に加え、制度運用開始後2年間(令和9年3月31日まで)は、自らが提供する高速度データ伝送電気通信役務を利用している者に別途の契約で提供する無料の公衆無線LANアクセスサービスの回線数はカウントしないこととし、また、自らが提供する高速度データ伝送電気通信役務を利用していることを条件に別途の契約で他の事業者により提供される無料の公衆無線LANアクセスサービスの回線数もカウントしないこととする【今回の一部改正省令附則第4条第2項】
- ・ 全戸一括で契約する集合住宅向けBBサービスにつき、提供回線数を把握していない場合は最大戸数をカウントする
【様式第30注5・6(新設) ※現行様式第8注4参照】

② その他

- － 特に電話ユニバ制度に係る関係規定等を念頭に、「交付金」、「負担金」といった、BBユニバに係るそれらとの混同を避けるための、規定や様式の記載の修正【施行規則第14条の5第1項第1号(単位業務区域の削除)、第40条の7(「種別」の整理)及び第40条の8(「交付金」の定義)並びに第一号算定等規則第5条第2項第1号(支援業務の定義)、第17条(設備の定義)、第21条 等(改正)】
- － 第一号算定等規則におけるデジタル原則に関する規定の整備
【施行規則第40条の4、第40条の4の6及び第40条の8、第一号算定等規則第27条第3項(改正)】